

すれ違い用前照灯(ロービーム)の計測手法を見直し、平成30年6月1日から適用します。

平成27年9月1日より、ヘッドライトテストによる審査は原則としてすれ違い用前照灯(ロービーム)を計測することにより行っていますが、当面の対応として、審査機器による計測が困難な一部の自動車(以下「計測困難な自動車」という。)に対して走行用前照灯(ハイビーム)による審査を実施しています。

今般、すれ違い用前照灯による審査の全面施行に向けた前段階として計測手法及び計測困難な自動車を見直すこととします。

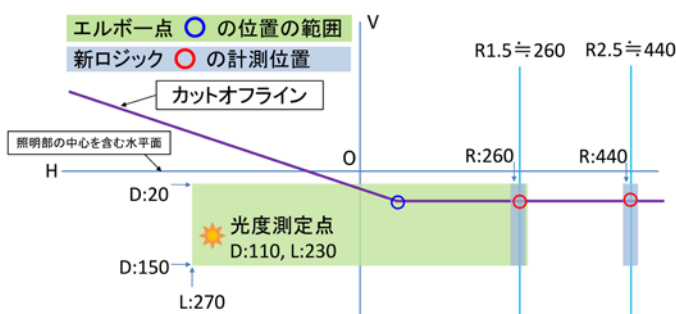
【概要】

◆計測手法及び計測困難な自動車を次のとおりとします。

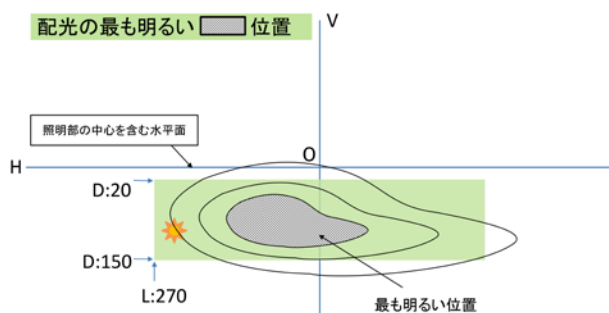
- (1) すれ違い用前照灯の計測において、必ず右側及び左側の両方を計測します。
- (2) (1)による計測の結果、照射光線が他の交通を妨げないものとして、次の①又は②に該当するものに限り「計測困難な自動車」とみなして走行用前照灯を計測することができます。

(注：すれ違い用前照灯の全てが次に該当しない場合は、走行用前照灯の計測は行いません。)

- ① エルボー点の位置(図中「○」)又はすれ違い用前照灯の照明部の中心より右方 1.5° (260mm)及び右方 2.5° (440mm)の鉛直線とカットオフラインが交わる2つの位置(新ロジックの計測位置:図中「○」)が当該照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。



- ② 配光の最も明るい位置が照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。(試験機が測定したカットオフラインではエルボー点を判断できない場合。)

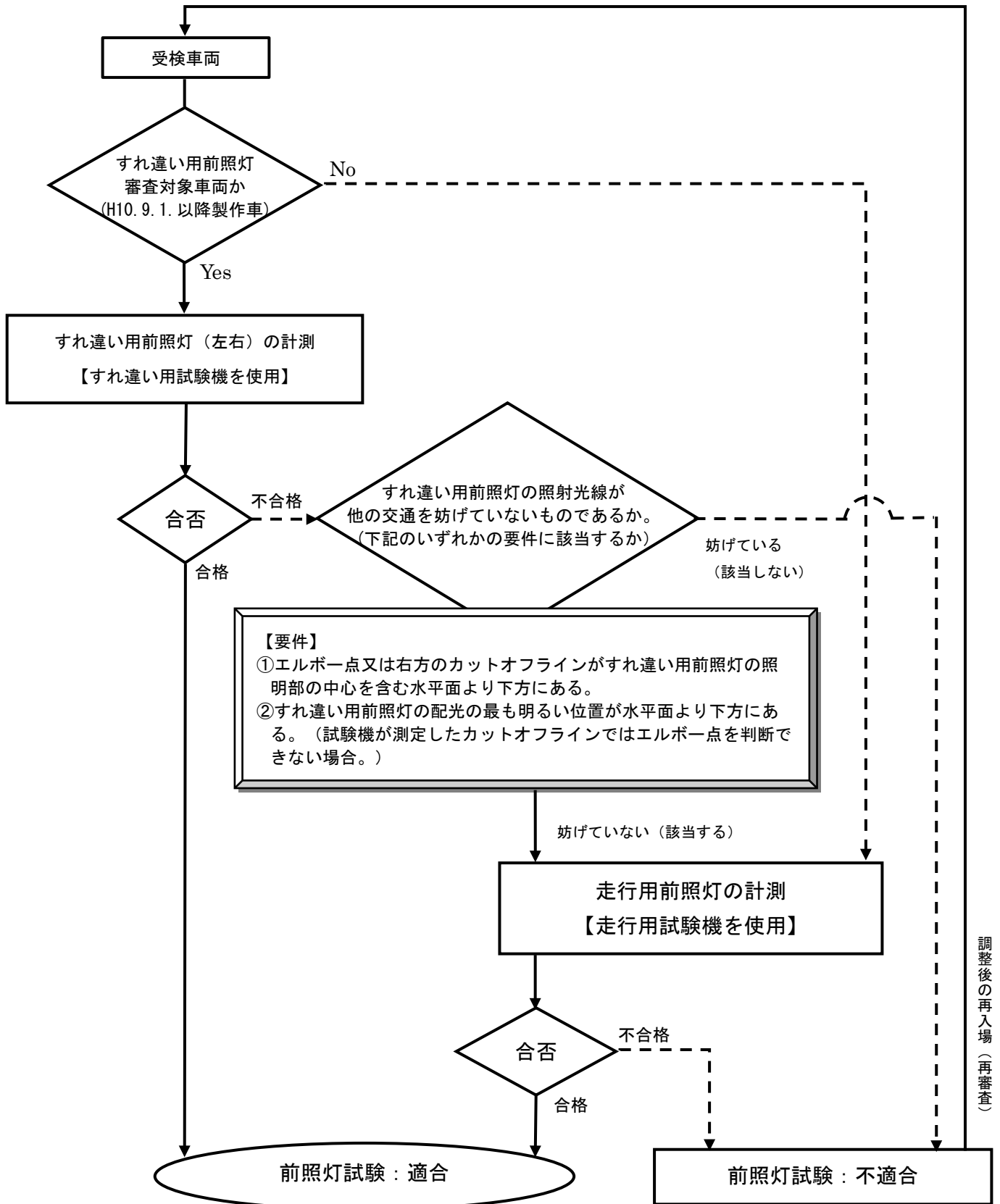


◆対象自動車

平成10年9月1日以降に製作された自動車(トレーラ、二輪車、側車付二輪車、大型特殊車を除く。)

※対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力願います。

検査コースにおける前照灯試験機を用いた審査フロー



お知らせ

すれ違い用前照灯（ロービーム）の計測手法を見直し

平成30年6月1日から実施します。

平成10年9月1日以降に製作された自動車は、平成27年9月1日より原則としてすれ違い用前照灯の計測を行っていますが、当面の対策として検査機器による計測が困難な一部の自動車に対して走行用前照灯（ハイビーム）に切り替えて検査を実施しています。

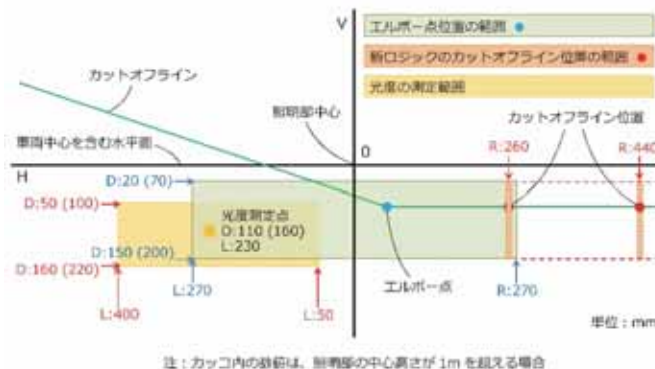
今般、すれ違い用前照灯による検査の全面施行に向けた前段階として、計測手法及び「計測困難な軽自動車」を下記のとおりに変更することとします。

対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力願います。

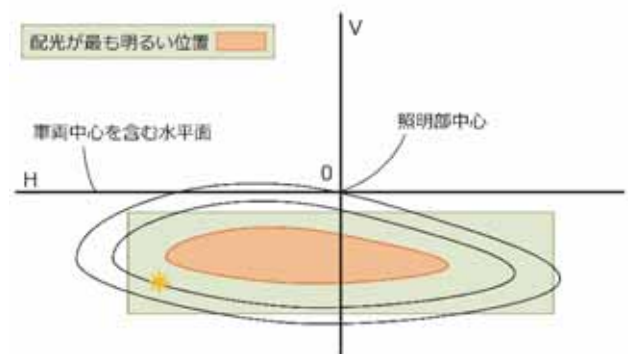
- (1) すれ違い用前照灯の計測において、**必ず右側及び左側の両方を計測**します。
- (2) (1)による計測の結果、不適合と表示された場合、次の **又は** に該当するものに限り照射光線が他の交通を妨げないものとして、「計測困難な自動車」とみなして走行用前照灯を計測することができるものとします。

(注: すれ違い用前照灯の全てが次に該当しない場合は、**走行用前照灯の計測は行いません。**)

エルボ一点の位置又はすれ違い用前照灯の照明部の中心より右方260mm及び右方440mmの鉛直線とカットオフラインが交わる位置(新ロジックの計測位置)が当該照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。



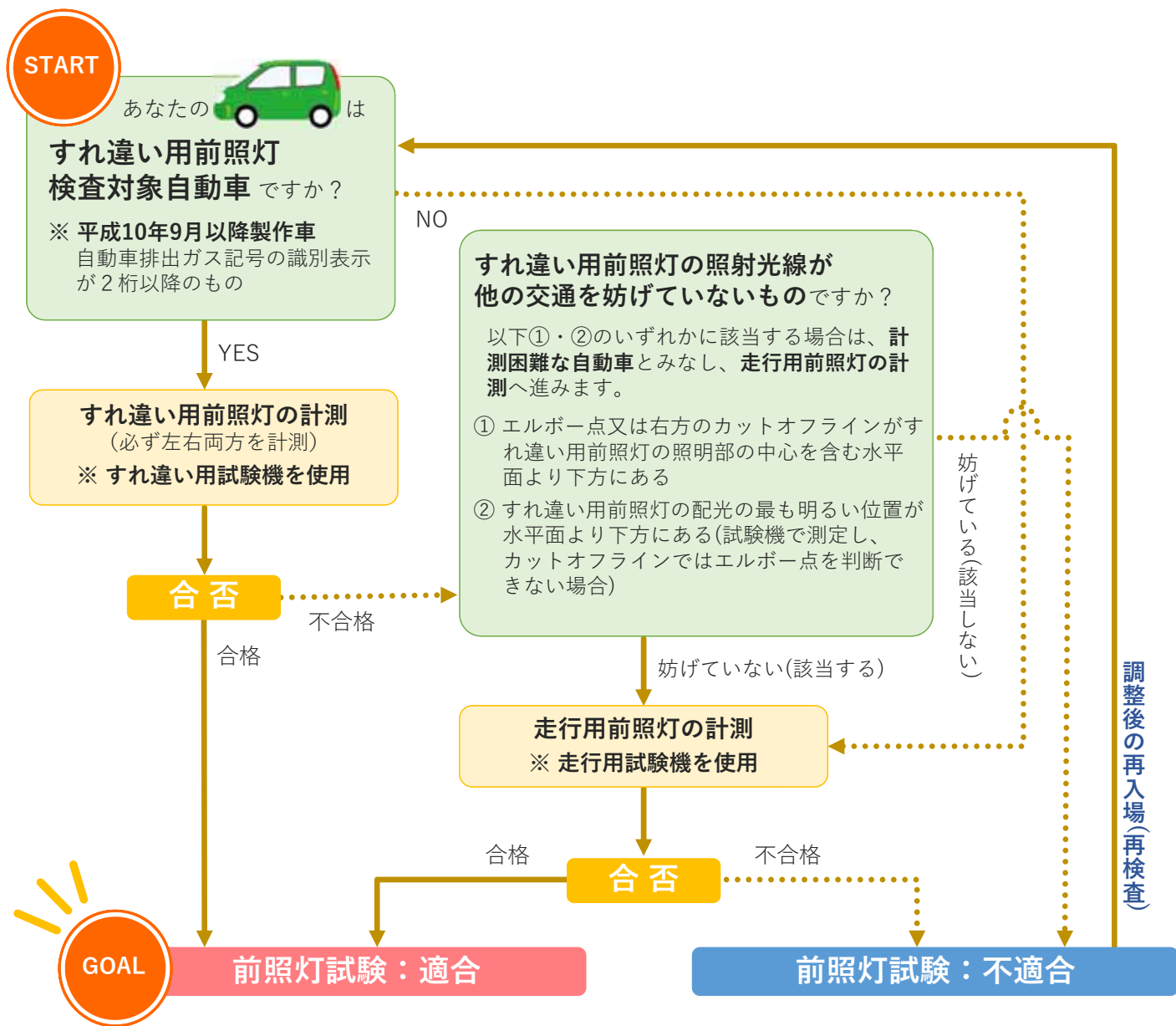
配光の最も明るい位置が照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。(試験機が測定したカットオフラインではエルボ一点を判断できない場合。)



新ロジックとは、対数方式を使用して明暗分岐点の上下位置のみを検出する手法。



検査コースにおける 前照灯試験機を用いた検査フロー



対象自動車



平成10年9月1日以降に製作された自動車

※ 対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力をお願いします。